

令和7年度答申第1号  
令和8年1月●日

国分寺市長 丸山 哲平 様

国分寺市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会

会長 石川 真澄

### 答 申 書(案)

令和7年10月9日付け諮問第1号により諮問のあった事項について、  
下記のとおり答申する。

#### 記

今回の審議に当たっては、未来の国分寺市を形づくる基盤整備(インフラ整備)の一環として、国保財政を安定させるという視点を重視した。これは市長が掲げる「子どもたちの今と未来を、全力で支えるまち」という方向性とも軌を一にするものである。

具体的には、財政の健全化を図るため、一般会計からの繰入金については、昨年度の本協議会で共有された「令和15年度(令和14年度決算)に解消する」という計画に沿い、できる限り早期かつ確実に進めることが肝要であると確認した。

また、「全世代型社会保障」の構築を通じ、持続可能な国保制度を次の世代へ引き渡す責務を踏まえ、課題を先送りせず、国保財政健全化を着実に進めることが重要との認識を共有した。

これら三つの視点を前提として、以下のとおり意見をまとめる。

## 諮詢事項1 国民健康保険税の課税限度額改定について

事務局案である「課税限度額（上限）を、市の条例において、国の政令で定める基準に合わせることを規定する方式」に賛成する。

背景には、国の政令改正が年度末に示されるため、通常の議案提出スケジュールでは賦課期日に条例改正が間に合わないという構造的な事情がある。また、他の一部自治体では専決処分により対応している事例もあるが、国分寺市においては、専決処分を行う判断をするに当たって慎重にすべきという姿勢を考慮すると、議会における条例改正に係る議案審査の議論を経た上で、あらかじめ議会の承認を得る方式は、議会の関与を確保しつつ政令改正に速やかに対応できる現実的かつ透明性の高い手段と考える。

なお今回、課税限度額を国の基準に対して1年遅れで改正することにより、相当額の歳入機会の損失が生じていることが事務局から示された。この歳入機会の損失は、本来であれば国保加入の高所得者層が負担すべき保険料を、市の一般財源で補うという問題を生じさせ、結果として低所得・中間所得層を含む市民に医療保険料の“二重負担”を求める構造となっている。公平性の観点からも、このような状態の固定化は適当でない。

## 諮詢事項2 東京都保険料水準の完全統一に向けた国民健康保険税率の改定について

標準保険料率が「流動的なゴール」であることを踏まえ、令和14年度に標準保険料率への到達を見込むとの昨年度の本協議会でまとめた基本的考え方賛成する。

そして、現状の保険料率と標準保険料率との差を残り年数で割り、

次年度の料率に反映するという方式が、段階的かつ透明性のある方法であり、今後も原則として継続することが妥当と判断した。

もっとも、現時点では想定し得ない事情が生じた場合には、その都度柔軟に見直しを協議することが必要であることを申し添える。

### ○ 質問事項3 子ども・子育て支援金の国民健康保険税率について

事務局案である「市の条例において、東京都が示す標準保険料率に連動させることを規定する方式」に賛成する。

子ども・子育て支援金は「社会全体で子ども・子育て世代を支える」という趣旨の制度であり、市が一般会計からの繰入金をもって、本来国分寺市国民健康保険に課された拠出金との差を補填すると、制度本来の構造が変質し、長期的に無理が生じ得る。そこで毎年東京都が示す標準保険料率に連動させることにより、公平かつ安定した徴収を行うという方針は、制度の趣旨に沿うものであり、妥当と判断した。

ただし、都内では前例がない方式であるため、市民及び議会に対し丁寧な説明を行うことに努め、誤解が生じることのないよう十分に理解を得る努力が欠かせないことを申し添える。

また、被保険者の健康保持増進のための取組にも引き続き尽力していただきたい。